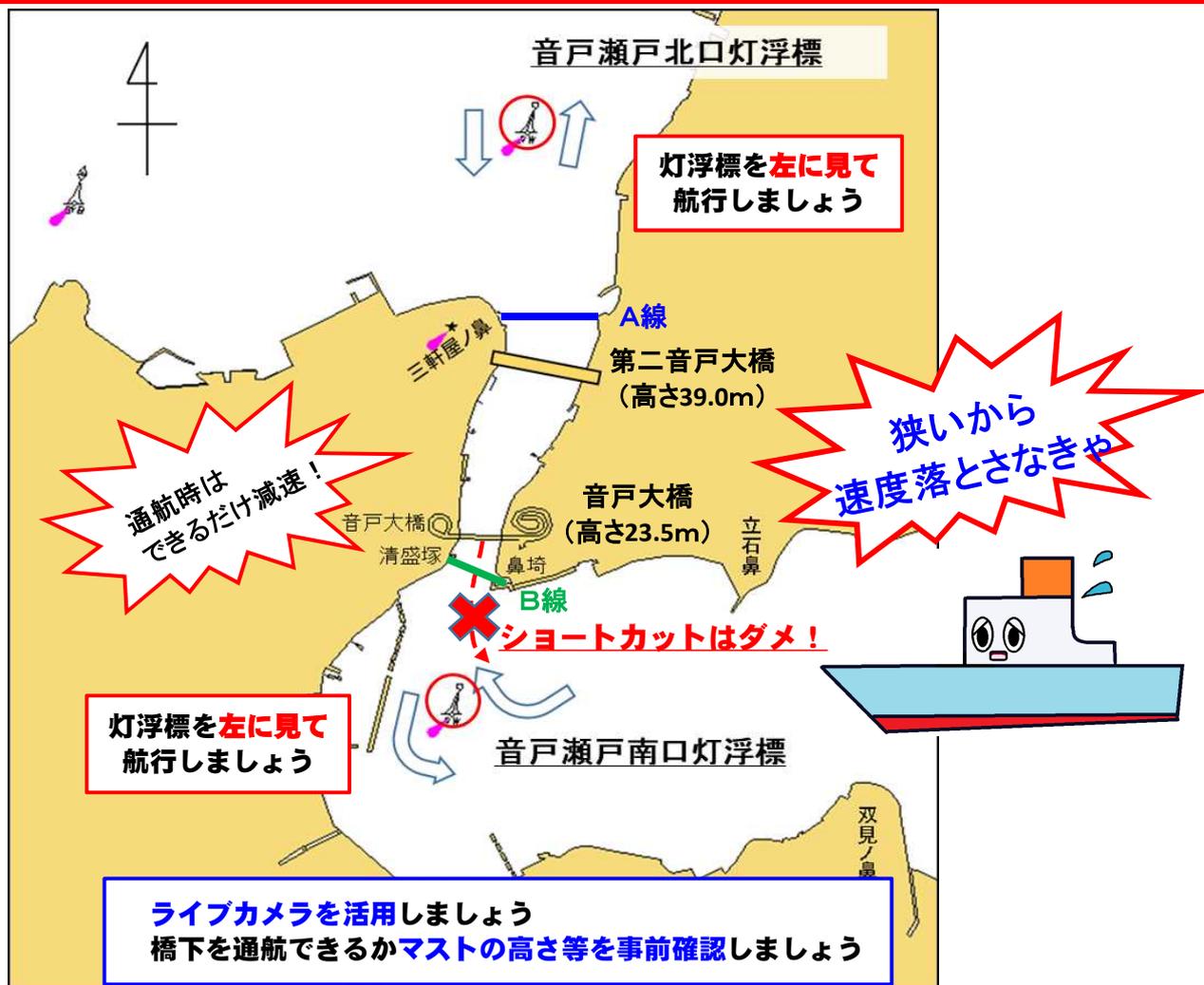


音戸ノ瀬戸を通航される方へ（お願い）

航法を守った航行と減速をお願いします！



通行船舶の整流が乱れた場合、海難事故に繋がるおそれがあります。

★音戸ノ瀬戸付近海域における航法（経路の指定）

（平成22年4月1日海上保安庁告示第92号）

◎総トン数5トン以上の船舶

- ① **A線**を横切って航行した、又は航行しようとする総トン数5トン以上の船舶は、**音戸瀬戸北口灯浮標**が設置されている地点を「**左げんに見て航行**」すること。
- ② **B線**を横切って航行した、又は航行しようとする総トン数5トン以上の船舶は、**音戸瀬戸南口灯浮標**が設置されている地点を「**左げんに見て航行**」すること。

